

計画と調和が保たれたものでなければならないと規定されており、また、医療法（昭和23年法律第205号）においては医療計画が、介護保険法においては都道府県介護保険事業支援計画が、それぞれ関係する計画と調和が保たれたものでなければならないと規定されていることから、地域ケア体制整備構想は、療養病床の再編成に当たりこれら諸計画間の整合性を図るために策定するものであることを明記する。

（2）医療計画、都道府県医療費適正化計画及び都道府県介護保険事業支援計画との関係

医療計画、都道府県医療費適正化計画及び都道府県介護保険事業支援計画との関係について、次のような事項を記載する。

ア 医療計画との関係については、医療提供体制の確保を図るための基本的な方針（平成19年厚生労働省告示第70号）における居宅等の医療の確保に関する事項、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）別表第六における基準病床数の算定式及びこれらに関する通知（平成17年12月7日医政発第1207004号医政局長通知及び別途通知予定の医療計画作成指針）を適切に踏まえ、地域ケア体制整備構想と医療計画との整合性が図られるものであること

イ 都道府県医療費適正化計画との関係については、都道府県医療費適正化計画における療養病床の病床数に関する数値目標を達成することを前提として、地域ケア体制整備構想における療養病床転換推進計画が作成されること

ウ 都道府県介護保険事業支援計画との関係については、

- ① 地域ケア体制整備構想における平成20年度までの介護サービスの必要量の見込みは、既に策定済みの第3期介護保険事業支援計画との整合性にも配慮したものでなければならないこと
- ② 地域ケア体制整備構想における平成21年度から平成23年度までの介護サービスの必要量の見込み及び療養病床転換推進計画は、「第4期介護保険事業（支援）計画における療養病床等の取扱に関する基本的考え方について」（別途通知）との整合性が取れたものでなければならないこと

3 地域ケア体制の将来像

（1）平成47年（2035年）に向けた10年ごとの高齢者の介護サービス、見守りサービス等の需要等の見通し

次に掲げる事項に即して介護サービス、見守りサービス等の需要等の将来見通しを試算する。

ア 人口、高齢者数及び世帯構造別高齢者数

人口、高齢者数及び世帯構造別高齢者数について、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口等を基に、平成47年までの10年ごとの将来推計を行う。

イ 介護保険の要介護・要支援認定者数

要介護・要支援認定者数について、アで推計した人口、高齢者数、世帯構造別高齢者数や第3期介護保険事業計画における要介護・要支援認定者数、性別年齢階級別要介護・要支援認定率等を基に、平成47年までの10年ごとの将来推計を行う。

ウ 介護保険の施設・居住系サービスの需要等の見通し

施設・居住系サービスの需要について、イで推計した要介護・要支援認定者数を基に、地域ケアの充実度合いに応じた複数の前提を置いて、平成47年までの10年ごとの将来試算を行う。併せて今後の供給見通しを試算し、需要見通しと供給見通しを比較の上、今後の課題を明らかにする。

エ 見守りサービス等の需要等の見通し

地域における何らかの見守りが必要な世帯数につき、平成47年までの10年ごとの将来試算を行う。また、高齢者向けの見守りに配慮した住まいや在宅医療を要する者の数についても同様の将来試算を行う。

(2) 地域における介護サービス、見守りサービス等の望ましい将来像

(1) で行った試算に基づき、およそ30年後の各地域における高齢者の生活を支える施設・居住系サービス、在宅サービス、見守りサービス、住まい、在宅医療の提供体制等の望ましい将来像を描く。

なお、住まいの望ましい将来像については、住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づく都道府県住生活基本計画等にも反映されるよう、住宅部局との連携を図る旨を記載する。

また、将来像の実現に向けて必要となる施策や関係機関の役割等についても記載する。

4 平成23年度までの介護サービス等の必要量の見込み及びその確保方策

(1) 平成23年度までの各年度の介護サービス等の必要量の見込み

次に掲げる事項に即して平成23年度までの各年度の介護サービス等の必要量を見込む。

ア 高齢者数及び要介護・要支援認定者数

第5期介護保険事業計画の最終年度である平成26年度までの高齢者数、要介護・要支援認定者数の見込みを示す。

イ 介護保険における施設・居住系サービス及び在宅サービスの必要量の見込み

第3期介護保険事業支援計画で見込まれている数値を基礎としつつ、直近の給付実績を反映し、平成23年度までの各年度における施設・居住系サービス及び在宅サービスの種類ごとの必要量の見込みを示す。また、医療療養病床からの転換によって生じるサービス量については、療養病床転換推進計画を前提としつつ、各年度の施設・居住系サービス及び住宅サービスの量とは別に見込むものとするが、転換を円滑に進めるため、サービスの種別ごとの必要入所定員総数は設定しないこととする。

ウ 見守りサービス及び見守りに配慮した住まいの量の見込み

平成23年度までの各年度の見守りサービス及び見守りに配慮した住まい（有料老人ホーム、ケアハウス、賃貸事業者が入居者に一定の見守りサービスを提供する高齢者専用賃貸住宅、ライフサポートアドバイザー等が配置されたシルバーハウ징、福祉施設等が併設された公的賃貸住宅、管理事業者により見守りサービスが提供される民間住宅等をいう。）について可能な範囲で必要量の見込みを示す。

その際には、都道府県住生活基本計画との整合性を図る。

（2）（1）で試算した平成23年度までの介護サービス等の必要量を確保するための方策

平成23年度までの介護サービス、高齢者向けの住まい等の必要量を確保するための方策を記載する。その際、福祉部局と住宅部局との連携の重要性について留意する。

5 療養病床の転換の推進

（1）療養病床を巡る現状と課題

次に掲げる事項を圏域ごとに示す。

ア 療養病床の配置状況、入院患者等の状況（平成18年10月1日を調査時点として行った療養病床アンケート調査及びその後に行った同種の調査等の結果を含む。）

イ 医療機関、介護保険施設等の配置状況及び地域特性

ウ 療養病床が果たすべき役割及び療養病床の再編成に伴う課題

（2）療養病床転換推進計画

療養病床転換推進計画は次に掲げる事項に即して記載する。

ア 作成の趣旨

療養病床転換推進計画（以下「転換推進計画」という。）は、平成19年4月1日に現に存する療養病床（医療療養病床及び介護療養病床）について、

① 介護療養病床については、平成23年度末をもって廃止されること、

- ② 医療療養病床については、都道府県医療費適正化計画に定める平成24年度末の療養病床の病床数に関する数値目標（以下「本目標」という。）を達成すること

を前提に、平成19年度から平成23年度までの間における療養病床の転換過程を明らかにするためのものである。

なお、転換推進計画の作成に当たっては、医療機関の意向を十分把握するとともに、療養病床アンケート調査の結果等を活用して患者ニーズの客観的把握にも努めるものとする。

イ 具体的内容

転換推進計画は、圏域ごとに、別紙様式に従い作成するものとする。

ウ 転換推進計画の作成に当たっての留意点

(ア) 医療療養病床

- ① 平成19年4月1日時点に現に存する医療療養病床について、本目標を達成するため、老人保健施設等へ転換した数が年度ごとに段階的に増加するよう設定するものとする。
- ② 老人保健施設等への転換の時期及び転換先につき意向を明らかにした医療療養病床については、その意向に従って、その転換の時期及び転換先となる施設種別を転換推進計画に盛り込むものとする。
- ③ 医療療養病床から一旦介護療養病床に転換するものについても、老人保健施設等へ転換した数が年度ごとに段階的に増加するよう設定するものとする。

(イ) 介護療養病床

- ① 平成19年4月1日時点に現に存する介護療養病床については、
 - ・ 医療療養病床への転換分については本目標が達成されること
 - ・ 平成23年度末をもって介護療養病床が廃止されることを前提に、老人保健施設等へ転換した数が年度ごとに段階的に増加するよう設定するものとする。
- ② 老人保健施設等への転換の時期及び転換先につき意向を明らかにした介護療養病床については、その意向に従って、その転換の時期及び転換先となる施設種別を転換推進計画に盛り込むものとする。

(ウ) 一般病床・精神病床からの転換の取扱い

転換推進計画は、平成19年4月1日時点で現に存する療養病床を対象にするものであり、一般病床及び精神病床（介護療養型医療施設である精神病床を含む。）から老人保健施設等へ転換する分については、転換推進計画に盛り込まない。

(エ) 転換推進計画作成に当たっての医療機関の意向等の把握

転換推進計画を作成するに当たっては、再度、今夏を目途に医療機関の転換意向を把握するとともに、入院患者の医療区分の状況についても調査を行うものとする。

(オ) 第4期介護保険事業支援計画との関係

第4期介護保険事業支援計画の作成に当たっては、再々度、医療機関の転換意向を把握するとともに、入院患者の医療区分の状況についても調査を行うものとする。その結果、必要があれば、療養病床の転換見通しについても見直しを行う。

(3) 療養病床の転換への支援措置

ア 都道府県の基本的役割

転換推進計画を実現するために果たすべき都道府県の役割について基本的な考え方を示す。

イ 相談体制の構築

都道府県の相談窓口を明確に示す。その際、積極的な広報を行う旨を明記する。

ウ 都道府県の支援措置

転換推進計画を実現するため、都道府県及び関係する市町村が講ずる具体的な支援措置を記載する。

この支援措置には医療機関を対象とするものだけでなく、患者を対象とするもの（例えば療養病床の再編成に伴い、病床の削減又は廃止が生じた場合の患者の退院及び転院の調整に関する方策）を含むものとする。

なお、国の医療提供体制施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備等交付金並びに高齢者の医療の確保に関する法律に基づく病床転換助成事業の活用方策（特に地域介護・福祉空間整備等交付金については、活用に当たっての市町村との連携）についても記載する。

第3 地域ケア体制整備構想作成に関するその他の留意事項

1 地域ケア体制整備構想の作成時期

地域ケア体制整備構想は平成20年度から始まる医療計画及び都道府県医療費適正化計画に関係するものであることから、都道府県は、平成19年度秋を目途に、地域ケア体制整備構想を作成することが必要である。ただし、これにより難い特別な理由がある場合にあっても平成19年内には作成するものとする。

2 地域ケア体制整備構想の公表等

都道府県は、地域ケア体制整備構想の作成終了後、遅滞なく、これを厚生労働省に提出するほか、これを公表する必要がある。

3 地域ケア体制整備構想及び療養病床の再編成に関する広報

地域ケア体制整備構想の作成とその後の療養病床の再編成の推進は、今後の住民の生活の在るべき姿に関わり、住民の理解と協力が不可欠であることから、都道府県は、地域ケア体制整備構想を作成した趣旨、地域ケアの将来像、療養病床の転換の方針等について、積極的な広報を行う必要がある。